

ICT活用工事 試行要領改定および対象工種拡大

【従 前（令和6年7月15日～）】



【改 定（令和8年7月15日～）】 今回改定

【ICT土工】

- 対象、発注方式 設計額が50百万円以上:発注者指定 未満:受注者希望
- 施工プロセス 受注者希望型で施工プロセスの各段階の一部を活用する場合、**②④⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とする。**

ICT土工とセットで実施

【ICT作業土工(床掘)】受注者希望型のみ
②⑤の段階における ICT施工技術
の活用を必須。(④は対象外)

【ICT付帯構造物設置工】受注者希望型のみ
②④⑤の段階におけるICT施工技術
の活用を必須。(③は対象外)

以下の発注方式は全て受注者希望型

【ICT舗装工】

- 対 象 舗装面積(路盤工)2,000m²以上の工事
- 施工プロセス ②④⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とする。

【ICT舗装工(修繕工)】

- 対 象 切削オーバーレイ工、路面切削工
- 施工プロセス ①②⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とする。

【ICT河川浚渫】

- 対 象 浚渫数量1,000m³以上の工事(バックホウ浚渫船)
- 施工プロセス ②④⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とする。

【ICT地盤改良工】

- 対 象 路床安定処理工、表層安定処理工、固結工
- 施工プロセス ②③④⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とする。

【ICT法面工】

- 対 象 植生工、吹付工、吹付法砕工
- 施工プロセス ②④⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とする。(③は対象外)

【ICT構造物工(橋脚・橋台)】

- 対 象 橋台工、RC橋脚工
- 施工プロセス ②④⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とする。(③は対象外)

全ての工種において災害復旧工事を対象とする

【ICT土工(1,000m³以上)】

- 対象、発注方式 設計額が50百万円以上:発注者指定 未満:受注者希望
- 施工プロセス 発注者指定型は①～⑤すべての段階での活用を必須。
受注者希望型は②④⑤の段階での活用を必須

【ICT土工(1,000m³未満)】

- 対象、発注方式 設計額が50百万円以上:発注者指定 未満:受注者希望
- 施工プロセス **発注型式によらず、②④⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とする。**

以下の発注方式は全て受注者希望型

【ICT土工(作業土工)】

- 対 象 床掘工
- 施工プロセス ②⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とする。

【ICT付帯構造物設置工】

- 対 象 コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積(張)工、側溝工、管渠工など
- 施工プロセス ②④⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とする。

【ICT舗装工】

- 対 象 舗装面積(路盤工)2,000m²以上の工事
- 施工プロセス ②④⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とする。

【ICT舗装工(修繕工)】

- 対 象 切削オーバーレイ工、路面切削工
- 施工プロセス ①②⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とする。

【ICT河川浚渫】

- 対 象 浚渫数量1,000m³以上の工事(バックホウ浚渫船)
- 施工プロセス ②④⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とする。

【ICT地盤改良工】

- 対 象 路床安定処理工、表層安定処理工、固結工
- 施工プロセス ②③④⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とする。

【ICT法面工】

- 対 象 植生工、吹付工、吹付法砕工
- 施工プロセス ②④⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とする。(③は対象外)

【ICT構造物工(橋脚・橋台)】

- 対 象 橋台工、RC橋脚工
- 施工プロセス ②④⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とする。(③は対象外)

全ての工種において災害復旧工事を対象とする